

令和4年5月25日
(令和4年5月27日一部改正)
(令和4年6月8日一部改正：改正箇所下線部分)

実習実施者
監理団体 各位

出入国在留管理庁
厚生労働省
外国人技能実習機構

入国前の事前手続「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」
の更なる利用の徹底について（依頼）

外国人技能実習制度の適正な運用につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年3月1日から施行されている「水際対策強化に係る新たな措置（27）」¹に基づいて、外国人の新規入国に当たり、受入責任者は「外国人新規入国オンライン申請時の誓約事項²」オのとおり、ファストトラック及びVisit Japan Web サービスの利用について、入国者に案内することとなっており、これまでも累次にわたって確実な利用をお願いしています（2/25、3/18、4/10）。しかしながら、依然として技能実習生の利用率が他の在留資格に比べて低いことから、空港における滞留の大きな原因になっており、ひいては、今後の入国制限緩和の支障になりかねません。

については、ファストトラック及びVisit Japan Web サービスの更なる利用の徹底のため、特に実習実施者及び監理団体の皆様におかれましては、技能実習生の受入れに当たって、下記事項について対応の遵守徹底をお願いします。

記

1 技能実習生受け入れに係る受入責任者の取扱い変更について

これまで水際措置に当たっての受入責任者は、実習実施者としてきたところですが、ファストトラック及びVisit Japan Web サービスの利用を確実に進めるとともに空港等における入国手続の円滑化を目的として、技能実習生の入国者

¹ 水際対策強化に係る新たな措置（27）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

² 外国人新規入国オンライン申請時の誓約 事項

https://entry.hco.mhlw.go.jp/doc/commitment_form.pdf

健康管理システム（ERFS（エルフス））申請に当たり、受入責任者になるのは、監理団体とすることとします（企業単独型技能実習の場合を除く。）。

これに伴い、誓約に違反した場合の責任についても原則として監理団体が負うこととなりますので御承知おきください。

本件、受入責任者の取扱い変更については、水際関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。

<参考>

- ・厚生労働省ホームページ：水際対策強化に係る新たな措置Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ・外国人技能実習機構ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について（周知）－新型コロナウイルス関係

<https://www.otit.go.jp/faq/>

2 ファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用の徹底

1の受入責任者の取扱い変更を踏まえ、受入責任者においては、以下の御対応をお願いします。

(1) 主務省庁からの利用状況に係る聴取

ファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用徹底を図る観点から、出入国在留管理庁又は厚生労働省においてファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用状況を定期的を確認の上、利用状況が十分ではないと判断される受入責任者については、両サービスの利用状況及び今後の取組方策等について両省庁から聴取（※）を行います。

※ 原則として、受入責任者である監理団体に担当者から電話にて聴取。

(2) 母国出発1～3日前のファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用状況の確認

受入責任者において、引き続き、入国前に両サービスを利用することを確実に案内するとともに、技能実習生が母国を出発する1～3日前に、技能実習生本人がファストトラック及び Visit Japan Web サービスを利用していることを確認してください。

※ 特にファストトラックについて、必要事項の入力、出国前72時間以内の検査証明書及びワクチン接種証明書を日本到着予定時刻の6時間前までに行うことによって、スマートフォンの画面を見せるだけで検疫手続が短縮されます。

(3) 技能実習計画の認定申請時等の確認書類の提出

ア 受入責任者となる監理団体等は、入国者に対し、感染防止対策の徹底や待機施設の確保等に加え、ファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用について、入国者に案内することとされ、それらの誓約事項を遵守することを前提に入国・在留が認められているところです。

このため、今後、外国人技能実習機構への技能実習計画の新規認定の申

請、在留資格認定証明書の交付申請時又は査証発給申請の場面のいずれかにおいて、技能実習生本人及び受入責任者それぞれから、別添1及び別添2の確認書を提出いただくこととします。具体的には、技能実習生の新規入国において、以下(ア)～(ウ)の時点で御提出ください。

(ア) 本件措置開始日以降の第1号技能実習計画の新規認定の申請時

(イ) 本件措置開始日以降の「技能実習1号イ」又は「技能実習1号ロ」に係る在留資格認定証明書の交付申請時(ただし、(ア)において提出済みの場合には不要。)

(ウ) 本件措置開始日以降の技能実習生に係る査証発給申請時(ただし、(ア)又は(イ)において提出済みの場合には不要。)

イ さらに、(1)のとおり、主務省庁において各受入責任者のファストトラック及びVisit Japan Webサービスの利用状況を定期的に把握することとしておりますが、当該利用状況が思わしくない受入責任者に係る技能実習計画の新規認定の申請時に、上記アの取扱いに加えて、別添3の説明書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(4) 措置開始日について

(1)及び(2)の措置については、本件周知の日(令和4年5月25日)から当面の間、また、(3)の措置については令和4年6月22日から当面の間、実施することとします。

3 参考

- 厚生労働省 HP (水際対策に係る新たな措置)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ファストトラックについて <https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

- Visit Japan Webサービスについて

https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web

- 外国人技能実習機構 HP

(R4.2.25 周知) <https://www.otit.go.jp/files/user/220225-175.pdf>

(R4.3.18 周知) <https://www.otit.go.jp/files/user/220318-1.pdf>

(R4.4.10 周知) <https://www.otit.go.jp/files/user/220411-1852.pdf>

(多言語チラシ) <https://www.otit.go.jp/CoV2/>

(よくあるご質問) <https://www.otit.go.jp/faq/>